

以下の3点についてお知らせするもの。

○各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）

○「水際対策強化に係る新たな措置（28）」について、具体的な国・地域の公表

○日本入国前における感染防止対策等の徹底及び日本入国前に必要な手続きの徹底

事務連絡

令和4年5月31日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

「各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）」及び
「水際対策強化に係る新たな措置（28）」に基づく国・地域の区分」等について（周知）

令和4年5月26日付けで、各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）がありましたのでお知らせいたします。

また、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）に基づく国・地域の区分について、具体的な国・地域が公表されましたのでお知らせするとともに、日本入国前における感染防止対策等及び日本入国前に必要な手続きの徹底についてお知らせいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、願います。

記

1. 各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置について、変更がありました。

外務省は、感染症危険情報レベルについて、令和4年5月26日時点で、世界41か国・地域に対し、レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））、世界124か国・地域に対

し、レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）、世界36か国・地域に対し、レベル1「十分注意してください」を発出しています。

今回の変更により、レベル3の対象国は56か国・地域から41か国・地域に、レベル2の対象国は145か国・地域から124か国・地域に減少しています。

○各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）
（外務省海外安全 HP）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2022T053.html#ad-image-0

各高等学校等においては、海外の高等学校等に在留する生徒等がいる場合には、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、最新情報の収集や感染予防等に万全を期すよう、周知をお願いします。

また、生徒等が一時帰国・帰国する際には、予め入国時の防疫対策等について十分に理解できるように、対象者への必要な情報提供と周知をお願いします。

2. 水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について

5月25日付け事務連絡において、6月1日以降の新たな措置についての具体的な国・地域については、準備が整い次第、公表される見込みと連絡しておりました。この度、具体的な国・地域につきまして、公表されましたので、下記ホームページを御確認いただき、日本人生徒、外国人留学生及び留学担当教職員等への周知並びに必要なサポート等をお願いします。

なお、本事務連絡よりも早く水際対策の状況が変化する場合がありますので、厚生労働省及び外務省のホームページを適宜御確認くださいようお願いいたします。

・水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_category.html

（参考）入国時・入国後の水際対策に係る措置について

	有効なワクチン接種 証明書の有無	入国時検査	入国後の待機期間
赤	無	実施	「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」
	有		「3日間自宅待機+自主検査陰性 （検査を受けない場合は7日間待機）」
黄	無	—	「待機無し」
	有		
青	無	—	「待機無し」
	有		

- ・水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・水際対策強化に係る新たな措置（28）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf>

- ・一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等（要旨）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf>

3. 日本入国前における感染防止対策等の徹底

出国前 72 時間以内の検査証明書の取得の際に「陰性」を確認しているにもかかわらず、入国時の検疫検査において陽性となる例が一部の国・地域からの入国者で多く確認されています。

については、これらの入国者の感染防止を図る観点から、以下の対応を行うよう入国予定者に対して御指導いただくようお願いします。

- ① 各国政府が推奨している医療機関等で出国前検査を受検する。
- ② 出国前検査受検後、出国するまでの間、家族や友人等との飲食を避け、可能な限り他者との接触を避ける。また、個室で過ごし一人で食事をする。
- ③ 出発までの待機中や日本までの航空機内でもマスクを着用し、こまめに手指消毒を行う。

4. 日本入国前に必要な手続きの徹底

成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港の5空港において「ファストトラック」（アプリ）及び「Visit Japan Web サービス」（ブラウザ）の運用が行われています。これらの入国前手続きは、現在、空港到着後に紙で行っている検疫・入国審査・税関申告等の手続きについて、デジタルで手続きが行える仕組みであり、留学生本人の空港での手続きに要する時間及びペーパー記入の負担を軽減するものです。

3月10日付けの事務連絡において、検疫の入国前WEB手続き「ファストトラック」の御案内をしておりましたが、ファストトラック・Visit Japan Web サービス未登録の状態や必要書類への記載漏れ等があり、検疫現場での滞留の大きな原因になっています。

入国予定者に対して、ファストトラック・Visit Japan Web サービスの利点を周知いただくとともに、利用の徹底（ファストトラック・Visit Japan Web サービス利用不可の場合は、質問票 web、必要書類の作成）を働きかけていただくようお願いします。

なお、ファストトラックについては、厚生労働省で入国予定者向けのチラシ（日本語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、英語、中国語、タイ語、カンボジア語、タガログ語）を作成しているため、御活用ください。

ファストトラックは、日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語の5言語のHPとマニュアルを公開していますので、別紙のQRコードを御活用ください。

また、Visit Japan Web サービスについては、デジタル庁で入国予定者向けチラシ（日

本語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、タイ語、カンボジア語、タガログ語、韓国語、ネパール語）を作成しているため、御活用ください。Visit Japan Web サービスのマニュアルはデジタル庁ウェブサイトにて公開していますので、後述の URL を御参照ください。

※参考 ファストトラックとは・・・日本入国前に MySOS アプリ上で検疫手続きを事前に行うことができる措置。

○厚生労働省ウェブサイト

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

【各言語のホームページの QR コード】

英語



中国語



ベトナム語



インドネシア語



※参考 Visit Japan Web サービスとは・・・日本への入国時の検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス。

○デジタル庁ウェブサイト

https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

注) こちらにマニュアルや FAQ が掲載されていますので、御活用ください。

引き続き、各高等学校等におかれましては、生徒等と密に御連絡をとっていただき、個々がおかれている状況に応じて柔軟に御対応いただきますようお願いいたします。

<本事務連絡担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

代表：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp